

地方公共団体財政健全化法における 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村※2.5%～10%、都道府県 2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ 11.25～15%、都道府県は 3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は 20%、都道府県は 5%とする。

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ 5%加算し、市町村については財政規模に応じ 16.25～20%、都道府県については 8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に（1）と同様の観点から 10%加算し、市町村は 30%、都道府県は 15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける。

3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている 25%とする。
- (2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている 35%とする。

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は 350%、都道府県及び政令市は 400%とする。

5 公営企業における資金不足比率

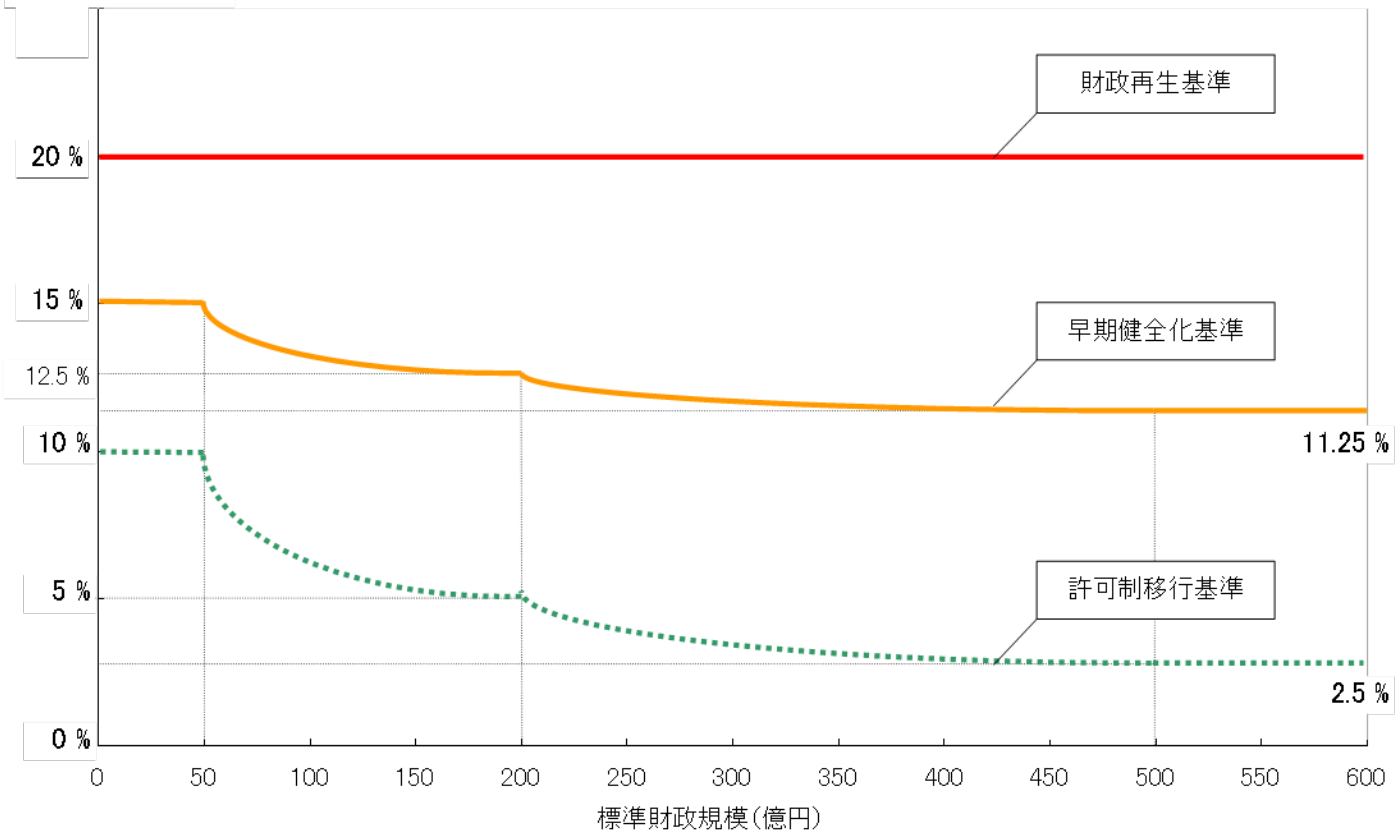
経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の 2 倍である20%とする。
（営業収益／年の 5%程度の合理化努力×4年のイメージ）

注1 都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の基準については、現行再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

注2 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、実質公債費比率に基づく地方債同意等基準における3(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃する方向。

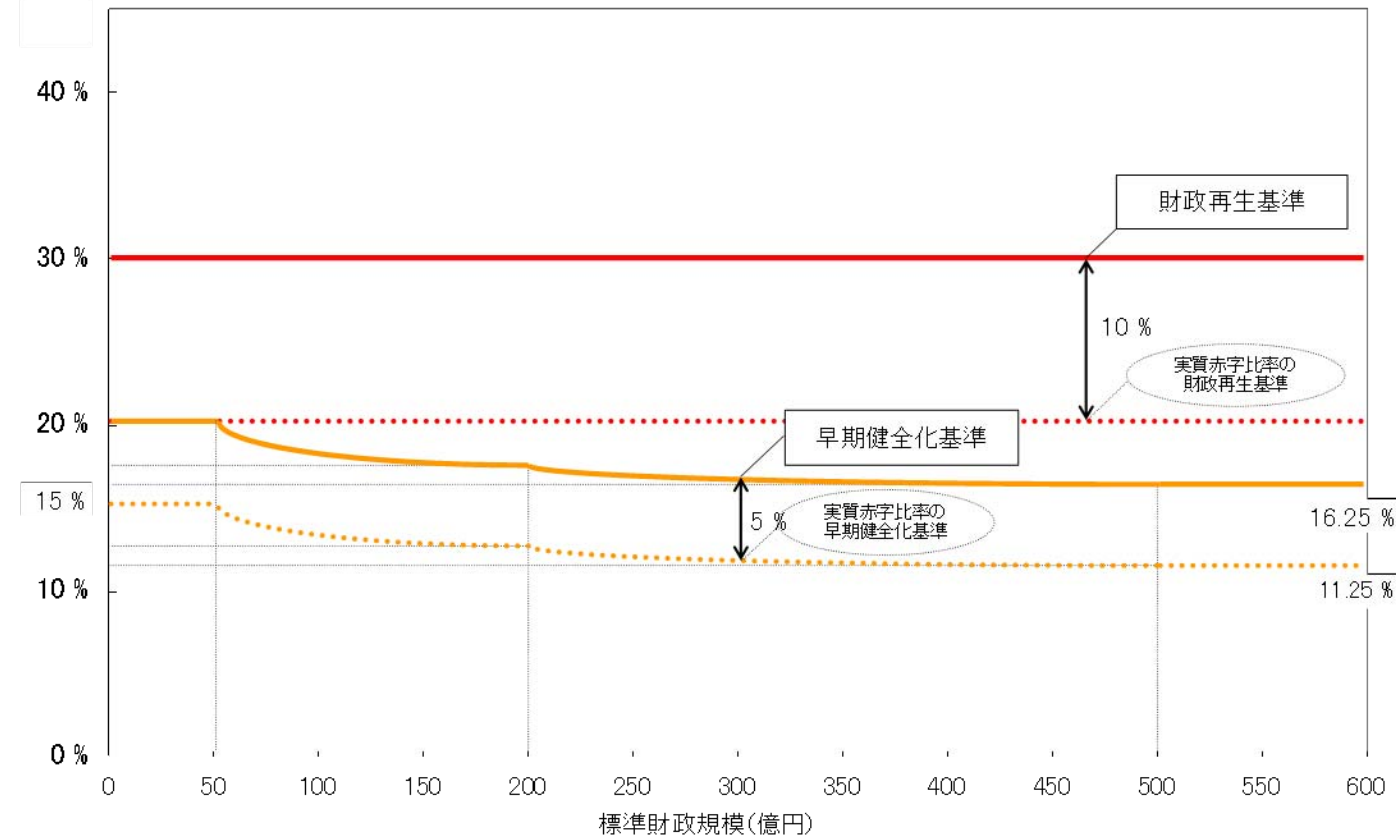
実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

実質赤字比率(%)



連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

連結実質赤字比率(%)



地方公共団体の財政の健全化の推進

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
- 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について
国の同意手続、地方債の制限、再生
振替特例債 等

	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	—
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。